

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土づくり本部農山漁村課

条例・規則名	佐賀県漁港管理条例	条例等の番号	昭和48年条例第16号
不利益処分の種類	違反者等に対する許可の取消等	根拠条項	第16条
処 分 基 準	<p>第1号から第3号までの規定に違反した場合において、違法性の程度、当該施設自体の影響、漁港施設全般に与える影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断する。</p>		
	対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関 農林事務所
			目次 NO 3